
【第三回「上手な医療のかかり方アワード」応募受付】

厚生労働省では、病院・診療所にかかるすべての国民の皆さまと、
国民の健康をまもるために、
日夜力を尽くす医師・医療従事者のために、
令和元年度より「上手な医療のかかり方」プロジェクトを推進しています。

本プロジェクトの中で「上手な医療のかかり方」の啓発や、
医師をはじめとする医療従事者の負担軽減、若年層に対する医療受診の教育などに関して
優れた取り組みを厚生労働省が表彰する「上手な医療のかかり方アワード」を開催しております。

今年度も更なる多くの有用な取組みを表彰し啓発を推進することを目的に、
第三回「上手な医療のかかり方アワード」を開催いたします。

募集期間は、令和3年10月1日(金)から11月30日(火)までとなります。
アワードの応募については、下記ホームページ内で詳細をご案内しておりますので
ご参照ください。

第三回「上手な医療のかかり方アワード」HP
https://kakarikata.mhlw.go.jp/award/index_03.html

【第三回「上手な医療のかかり方アワード」募集概要】

1. 募集内容

本表彰制度は、保険者・医療機関・企業・関連団体・自治体等において、「いのちをまもり、医療をまもる」国民プロジェクトで掲げる5つの方策を中心に、医療のかかり方の改善に資する優れた取組の奨励・普及を図ることを目的としたものです。

- (1)患者・家族の不安を解消する取組を最優先で実施すること
 - (2)医療の現場が危機である現状を国民に広く共有すること
 - (3)緊急時の相談電話やサイトを導入・周知・活用すること
 - (4)信頼できる医療情報を見やすくまとめて提供すること
 - (5)チーム医療を徹底し、患者・家族の相談体制を確立すること
- ※(1)～(5)複数項目に関連する取組も可とする。

2. 募集部門

- (1)保険者:市町村国保、国保組合、協会けんぽ、組合健保、共済組合、後期高齢者医療制度
- (2)医療関係者:病院、診療所、医師会・病院団体等の関連団体
- (3)企業:一般企業
- (4)民間団体:市民団体等
- (5)自治体:都道府県、市町村
- (6)コンテンツ部門特別賞:コンテンツ部門特別賞:
上記(1)～(5)共通で募集テーマに合致したコンテンツ(チラシや漫画、動画他)のうち、特に秀でたものを表彰します。※第二回まではチラシ部門

3. 表彰の対象

- (1)厚生労働大臣賞

最優秀賞(1件)

(2)厚生労働省医政局長賞

保険者部門優秀賞(2件以内)
医療関係者部門優秀賞(2件以内)
企業部門優秀賞(2件以内)
民間団体部門優秀賞(2件以内)
自治体部門優秀賞(2件以内)
コンテンツ部門特別賞(2件以内)

4. 実施期間

応募受付:令和3年10月1日(金)から令和3年11月30日(火)

表彰式:令和4年2月・3月予定

5. 応募方法

メール送付。詳しくはこちら募集ページをご覧ください。

第三回「上手な医療のかかり方アワード」募集ページ。

https://kakarikata.mhlw.go.jp/award/index_03.html

6. 選考方法

表彰の対象は、応募された被表彰候補者の中から、
それぞれ有識者等により構成する審査委員会において審査し決定する。

一次審査(書類審査):令和4年1月初旬

最終審査会:令和4年1月下旬

受賞候補者通知:令和4年2月上旬

最終審査・表彰式:令和4年2月・3月予定

7. お問合せ先

「上手な医療のかかり方」プロジェクト 運営事務局

MAIL: info@kakarikata.jp

何卒よろしくお願い申し上げます。

厚生労働省委託事業

「上手な医療のかかり方」プロジェクト事務局

Mail : info@kakarikata.jp

=====